

2020.10.19 改正
2021. 5.21 改正
2021.12.16 改正
(下線部は改正箇所)

工場審査における新型コロナウイルス感染拡大予防

ガイドライン

2021.9.9 及び 2021.11.19 に政府の対策本部で決定された行動制限の緩和措置方針に従い見直しを行った。2021 年度後期の工場審査から適用をお願いいたします。なお、オミクロン株の感染拡大に伴い、内容を見直すことがあります。

<政府新型コロナウイルス感染症対策本部が定めた緩和措置方針>

政府は新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗を踏まえ、今後、緊急事態宣言の対象地域でも飲食店の利用や県境を越えた移動の行動制限を緩和することなどを盛り込んだ方針案をまとめた。

・感染対策と社会経済活動の両立に向けて、ワクチンを2回接種*した人やPCR検査で陰性が確認された人など、他の人に感染させるリスクが低いことを示す「ワクチン・検査パッケージ」を活用して、日常生活の制限を緩和する。

*; 今後、ワクチン接種の有効期限が設けられると思われま。

<ワクチン・検査パッケージ制度要綱>

1. ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨(抜粋)

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを活用する。

2. ワクチン・検査パッケージ制度の定義・要件(抜粋)

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する。

2021年12月16日

株式会社 全国鉄骨評価機構

1. 目的と適用の地域及び対象期間

1.1 策定の目的

工場審査における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下「本ガイドライン」）は、(株)全国鉄骨評価機構（以下「全鉄評」という）が実施する鉄骨製作工場の工場審査（以下「工場審査」という）における新型コロナウイルス感染拡大予防を図るために、全鉄評、評価員及び調査員（以下「評価員・調査員」という）、都道府県組合事務局（以下「組合事務局」という）及び受審工場が実施すべき感染拡大予防策を定めたものです。工場審査においては、全鉄評、評価員・調査員、組合事務局及び受審工場は、本ガイドラインを参考に、新型コロナウイルス感染拡大予防に努めることといたします。

なお、本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針等について（令和2年5月4日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）」、「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方（令和3年9月9日、政府対策本部）」及び「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像について（令和3年11月19日、政府対策本部）」に基づき、鉄骨製作工場の工場審査向けに作成しています。記載内容に対策の漏れや不十分な点があれば、全鉄評にご連絡していただくとともに、各自で対策を講じていただきますようお願いいたします。

1.2 適用の地域及び対象期間

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府による「緊急事態宣言」及びこれと同様な措置（「まん延防止等重点措置」等）が発出された地域・対象期間、及び新型コロナウイルス感染予防対策が必要とされる地域に対して適用します。

本ガイドラインに定めた個々の具体的な対策は、特措法の改正、変異株への感染対策、PCR検査の普及、ワクチンの普及による政府の行動制限の緩和措置方針等を踏まえ、見直しを実施していきます。

2. 場審査日の調整について

2.1 工場審査予定日の調整について

工場審査予定日は、政府による緊急事態宣言が発出されていないことを前提として、受審工場の希望日を可能な限り優先して設定します。①受審工場の所在地域にまん延防止等重点措置等が発出され、地域内での外出自粛、地域を跨いだ移動制限等が要請されている場合や、②受審工場の所在地域にまん延防止等重点措置等が発出されていない場合でも、審査担当予定の評価員・調査員がまん延防止等重点措置等が発出された地域に居住し外出・移動自粛が要請され、代替の評価員・調査員が調整できない場合は、審査日の変更調整をお願いすることがあります。

2.2 工場審査の実施可否の最終判断について

政府による緊急事態宣言発出が継続・延長された場合は、原則として発出地区の工場審査は実施せず審査を延期します。なお、政府が定めた行動制限の緩和措置方針に従い、審査の関係者が、ワクチン接種*を完了している場合、又は審査前に PCR 検査で陰性が確認された場合については、他の人に感染させるリスクが低いことを示す「ワクチン・検査パッケージ」を活用し、工場審査の実施可否を関係者と協議したうえで判断します。まん延防止等重点措置が発出された地域においても同様な措置とします。

受審工場の従業員・関係者に発熱・咳などの症状で体調がすぐれない工場従業員が確認された場合は、原則として審査を取りやめ、審査を延期します。

緊急事態宣言発出により延期された審査日は、緊急事態宣言等の期間の終了を待って、全鉄評が評価員・調査員、申請工場及び組合事務局と協議したうえで決定します。

*；今後、ワクチン接種の有効期限が設けられると思われます。以下同じ。

3. 評価員・調査員の決定について

・全鉄評は評価員・調査員の移動時の感染拡大予防の観点から、評価員・調査員の選定にあたっては、極力、審査工場の所在地と同一都道府県内に在住する評価員・調査員となるよう調整します。

・ただし、同一都道府県内、隣県に在住する評価員がいない場合や、評価員・調査員と申請工場の審査希望日のスケジュールの調整ができなかった場合は、出来るだけ移動距離が少なくなるような調整の上、別の都道府県在住の評価員・調査員を、評価員・調査員の了解を得て選定します。

4. 工場審査における感染拡大予防対策

4.1 評価員・調査員の方々へのお願い

1) 審査業務の引き受け可否と体調管理のお願い

審査をお願いする工場は、評価員・調査員の居住地に近い工場を担当していただくよう配慮いたします。なお、高齢や基礎疾患等の事情がある場合はお申し出ください。また、審査日近くになって発熱・咳などの症状で体調がすぐれない場合は、全鉄評に連絡してください。評価員・調査員の交代などを全鉄評で調整いたします。

なお、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出されている地区の審査等をお願いする場合は、ワクチン接種*の確認又は PCR 検査のお願いをすることがありますので、ご了承ください。

2) 評価員・調査員の工場への移動について

全鉄評は、出来るだけ長時間のバス、鉄道等の乗車にならないように評価員・調査員の担当工場の調整に配慮をいたします。長時間での高速バス、鉄道での移動がやむを得ない場合は、評価員・調査員に事前に相談するとともに、組合事務局との相乗り、借り上げタクシーの利用等(三密を避けるため、2名/台の余裕を持った乗車と窓開け)の交通手段の見直しを検討いたします。感染拡大予防の観点では、公共交通機関を使わないで自家用車での移動もご検討下さい。ただし、自家用車使用の場合は、自動車事故に備えて自動車保険に必ず加入しておいてください。

3) 工場審査時間について

できるだけ審査会場(会議室等)で長時間にならないように審査をお願いいたします。質疑応答で時間がかかるような内容については後日回答を可とする等のご配慮をお願いいたします。なお、必要に応じて、工作基準等の書類審査資料を事前に申請工場から提出していただき、評価員・調査員が事前に確認して審査会場での審査時間の短縮を図る取り組みを実施いたします。また、書類審査時は評価員・調査員で行い、質疑応答以外は工場側の出席者に退席してもらう等の進め方も検討をお願いいたします。

4) 審査時の感染予防対策

- ・入室前後の手洗いうがいと、マスクの着用をお願いします。
- ・審査会場及び工場内でのソーシャルデスタンス(人と人との間隔)の確保(2m)をお願いします。

4.2 組合事務局の方々へのお願い

1) 審査予定日の調整について

受審工場の希望日に対応できる評価員・調査員が工場の所在県内又は隣県に居住しておらず、遠距離の移動となるような場合は、組合事務局、受審工場で調整・提案していただいた審査日の変更をお願いする場合がありますのでよろしくお願いいたします。

2) 体調管理のお願い

審査日近くになって発熱・咳などの症状で体調がすぐれない場合は、全鉄評に連絡してください。評価員・調査員及び工場への連絡や、評価員・調査員の工場への移動方法等について、全鉄評で調整いたします。

なお、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出されている地区の審査等をお願いする場合は、ワクチン接種*の確認又はPCR検査のお願いをすることがありますので、ご了承ください。

3)受審工場への移動

混雑するような公共交通機関を使った長時間移動を出来るだけ避けるようお願いいたします。具体的な方法としては

- ・組合事務局員の自家用車、貸し切りのタクシーの利用
- ・評価員・調査員各自が自家用車で移動が可能であれば、自家用車で移動をお願いしていただいても結構です。ただし、その場合は自動車保険への加入を念のために確認しておいてください。
- ・自動車の場合でも、タクシーで3名（評価員・調査員2、組合事務局1）が乗車すると、4名の密状態が懸念されるため、2台に分乗するようお願いいたします。また移動時は、窓を開け、換気を行うようご注意ください。また、特例として、タクシーが手配できないような場合は、受審工場に迎えに来てもらうことも許容します。
- ・昼食をとる場合は、所謂「三密」を避けるため、混雑するような店舗、時間帯を避けてください。評価員・調査員が了承する場合は、昼食を各自済ませた時間帯での審査もご検討下さい。

4) 審査時の感染予防対策

- ・入室前後の手洗いうがいと、マスクの着用をお願いします。
- ・審査会場及び工場内でのソーシャルデスタンス（人と人との間隔）の確保（2m）をお願いします。

5)受審工場への指導のお願い

「4.3 受審工場へのお願い」を受審工場にお願いいたしますので、組合事務局からもご指導をお願いいたします。

4.3 受審工場へのお願い

（工場審査における感染リスクとリスクに応じた対応）

鉄骨製作工場の工場審査を受審する事業者においては、まずは工場審査時の審査の方法、審査の流れに沿って、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、評価員・調査員や工場従業員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討してください。なお、自社あるいは各都道府県鉄構工業会（組合）等で、新型コロナウイルス感染予防対策に関する指針等が既に作成されている場合は、本ガイドラインと合わせて感染予防を実施してください。

1) 受審工場側の出席者の体調管理のお願い

審査日近くになって発熱・咳などの症状で体調がすぐれない工場従業員がいる場合は、必ず全鉄評に状況を報告していただき、医療機関での受診をお願いします。状況を確認し、新型コロナウイルス感染が不明な場合でも、感染予防の観点から審査を延期することがありますのでご了解ください。また、従業員の家族が感染したような場合は、従業員は濃厚接触者となりますので、同様に全鉄評に状況を報告してください。

新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあるとされています。発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないことは、工場審査における感染対策としては最も優先すべき対策です。管理技術者の欠席については、出来るだけ速やかに全鉄評にご連絡ください。発熱者を体温計などで特定し入室を制限することも検討してください。

なお、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出されている地区の審査を実施する場合は、審査に対応される工場の関係者にワクチン接種*又は PCR 検査結果の確認をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

2) 審査会場（会議室等）について

<審査会場（会議室）、出席者、配置>

- ・出席者は必要最小限に絞っていただき、発熱またはその他の感冒様症状を呈している方が入室しないようお願いします。
- ・評価員2名あるいは評価員・調査員の2名の距離、評価員・調査員と工場側の出席者との対人距離を確保した配置（2mを目安に）としてください。近距離での対面の質疑応答にならないよう机配置を検討ください。近距離での対面審査となる場合は、アクリル板やビニールシート等で対面の仕切りを設ける対策をお願いします。
- ・審査会場は、窓がある部屋（2つの窓を同時に開けるなどの対応）とし、窓を開けた状態か、部屋の換気をして部屋の空気を新鮮に保ってください（1時間位に2回、10分程度と言われています）。
- ・工場の事情により、三密（密閉された場所；窓やドアが開いていない風通しの悪い場所、密集した場所；人がたくさん集まっている場所、密接した場面；人と人との距離が近い場面）が回避できるような適切な審査会場（会議室）が確保できない場合は、三密が避けられる近隣の貸会議室等での審査も検討してください。

<審査会場の環境>

- ・審査会場においては、感染予防のために手洗い、石鹸、消毒液の準備をお願いします。共用のタオルは使用せず、ペーパータオルを準備ください。
- ・全員のマスクの着用をお願いします（従業員及び入場者に対する周知）。
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し、消毒を実施してください。

・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意してください。

<審査時間の短縮について>

・できるだけ短時間で審査が終了するよう、審査資料関係の準備と、適切な説明をお願いいたします。

・審査室における審査時間の短縮のため、審査される工作基準等の各基準類を、評価員・調査員へ事前配布して、事前に審査書類に目を通して戴くことが有効と考えています。現状の審査に於いては、各基準類の審査に時間がかかる場合が多く、評価員が事前に内容を確認することで、書類審査の時間を短縮でき、屋内での感染のリスクを減らすことが期待できると考えられます。具体的な準備の方法については「工作基準、検査基準等の審査資料の事前提出、事前配布について」をご覧ください。

（各基準類の事前送付については、2021年度前期の審査実績においても時間短縮の効果が確認されています。また、評価員・調査員及び組合事務局も概ね効果があるとの意見が多数でした。このため、感染予防対策を継続すべき2021年度後期についても、効率的な審査による感染防止を図るため、審査資料類の事前提出をお願いいたします。）

・なお、工場の事情により工作基準等の各基準類の事前送付が難しい場合でも、基準類に記載している該当箇所に、付箋をつける等、審査をスムーズに進めることができるようにしてください。

<工場内における実地審査時のお願い>

・感染予防及び熱中症対策として、できるだけ効率的に短時間で工場内での実地審査ができるよう、当日の審査対象物件の準備等をお願いいたします。

・評価員・調査員、組合事務局用をお願いしていますヘルメット、保護メガネ、手袋、タオル（共用としない）、安全靴・作業着等（必要に応じて）についても、消毒をしておくかできれば新品の準備をお願いします。

・工場内でのソーシャルデスタンス（人と人との間隔）の確保（2m）をお願いします。

・審査後の手洗い、うがいの準備をお願いします。

以上

<参考資料；鉄骨製作工場における日常の感染対策について>

1. 新型コロナウイルス感染対策

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 作業着や衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ゴミの廃棄）

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

（清掃・消毒）

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い。

（その他）

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる

可能性がある。

(症状のある方の出社等の制限)

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は出社しないように呼びかけることは、工場内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し出社を制限することも考えられる。

2. インフルエンザの予防方法

これからの季節は、インフルエンザが流行する時期であり、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されています。インフルエンザに対する感染予防の方法は、新型コロナウイルス感染症に対しても有効ですので、正しい予防方法で「かからない」「うつさない」を心がけましょう。新型コロナウイルス感染症と症状が似ており、臨床症状での判別は困難であると言われていています。

インフルエンザを予防するためには主に6つのことを意識しておきましょう。

「一般社団法人日本感染症学会提言 インフルエンザと COVID-19 に備えて（日本感染症学会）」より

1) マスクの着用

インフルエンザウイルスも飛沫感染によって感染しますので、マスクを着用することで感染を予防することができます。外出時にはマスクを着用するようにしましょう。

2) 手洗い

インフルエンザは飛沫による感染だけでなく、ウイルスのついた手で口などを触り、そこからウイルスに感染する接触感染もあります。ですので、手洗いというのがいは感染を予防するためには非常に重要です。

流水で15秒手洗いをするだけでも手に残っているウイルスは約1%程度となります。石鹸で30秒ほどもみ洗いをして15秒ほど流水ですすぐと手に残るウイルスの量は約0.01%程度になる等、手洗いによってウイルスの量を減らせることが厚生労働省からも報告されています。

また、インフルエンザはエンベロープという脂質の膜に覆われています。このエンベロープはアルコールによって膜を破壊することができるため、ウイルスにダメージを与えることができます。ですので、手洗いの後にはアルコール消毒をすることも効果的です。手洗いがすぐにできないという場合にはアルコール消毒だけでも行っておくとよいでしょう。

3) 免疫力をつける

バランスのとれた食事を摂取し、十分に睡眠をとるなどして体力、免疫力をつけるこ

とで感染を防ぐことができます。

4)加湿

インフルエンザが流行する冬の時期は乾燥しやすい時期です。空気が乾燥すると気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って50～60%に保つようにしましょう。

5) 人混みへの外出を控える

インフルエンザはウイルスを保持していても症状が出ていない方もいます。症状が出ていなければ自分がインフルエンザに感染していると自覚ができずに外出している方もいます。そういった方からウイルスをもらってしまい、感染してしまうこともあります。人混みや繁華街への不要不急の外出を控えるようにしましょう。

6)ワクチンの接種

インフルエンザワクチンはインフルエンザを発症する可能性を減らすだけでなく、感染後に重症化することを防ぐことができます。厚生労働省では、インフルエンザは日本において例年12月～4月頃に流行し、例年1月末～3月上旬に流行のピークを迎えるとしています。そのため、摂取したワクチンの効果が出るまでの期間を考えても12月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとしています。

以上